

# 議案提出書

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議会案を提出する。

平成28年9月23日 提出

提出者

賛成者

高橋和樹	立身万千子	小野正伸	遠藤忠裕	土田百合子
寿松木孝	播磨博一	青山 豊	加藤勝義	奥山豊和
本間利博	菅原正志	土田祐輝	佐藤清春	塩田 勉
佐々木喜一	佐藤誠洋	高橋聖悟	木村清貴	阿部正夫
齋藤光司	菅原恵悦	佐々木誠		

横手市議会議長 佐藤 忠久 様

提案理由

議会の本会議及び委員会におけるタブレット型端末の導入に伴い、現行規則の一部を改正しようとするものである。

## 議会案第4号

### 横手市議会会議規則の一部を改正する規則

横手市議会会議規則（平成17年横手市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第145条中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。

第150条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第150条の2 議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末に限る。次項において同じ。）を会議等において使用することができる。

2 前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。